

鎌情・個審議第10号
平成24年3月26日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成24年3月21日付け鎌高第5355号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供に当たっては、瞬時かつ大量に個人情報を取り扱うことが可能となるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護とセキュリティに配慮してより一層慎重な対応に心掛けるよう留意してください。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	地域包括支援センター運営事務	介護保険法に基づき行われる地域支援事業及び介護予防事業における地域包括支援センターとのオンライン結合（地域包括支援システム）による個人情報の共有	高齢者いきいき課	平成24年度